

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成26年5月29日(2014.5.29)

【公表番号】特表2013-523844(P2013-523844A)

【公表日】平成25年6月17日(2013.6.17)

【年通号数】公開・登録公報2013-031

【出願番号】特願2013-504064(P2013-504064)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/501	(2006.01)
A 6 1 K	45/00	(2006.01)
A 6 1 K	9/20	(2006.01)
A 6 1 K	9/48	(2006.01)
A 6 1 K	9/72	(2006.01)
A 6 1 K	9/08	(2006.01)
A 6 1 P	11/06	(2006.01)
A 6 1 P	31/14	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/501
A 6 1 K	45/00
A 6 1 K	9/20
A 6 1 K	9/48
A 6 1 K	9/72
A 6 1 K	9/08
A 6 1 P	11/06
A 6 1 P	31/14
A 6 1 P	43/00

1 2 1

【手続補正書】

【提出日】平成26年4月11日(2014.4.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

喘息の症状の治療又は緩和のための医薬の調製における3-[エトキシ-6-{2-[1-(6-メチル-ピリダジン-3-イル)-ピペリジン-4-イル]-エトキシ}-ベンゾ[d]イソオキサゾール又は薬学的に許容されるその塩の使用。

【請求項2】

前記医薬が、H R V 感染を有する対象における喘息の症状の治療又は緩和のためのものである、請求項1に記載の使用。

【請求項3】

C O P D の症状の治療又は緩和のための医薬の調製における3-[エトキシ-6-{2-[1-(6-メチル-ピリダジン-3-イル)-ピペリジン-4-イル]-エトキシ}-ベンゾ[d]イソオキサゾール又は薬学的に許容されるその塩の使用。

【請求項4】

前記医薬が、H R V 感染を有する対象におけるC O P D の症状の治療又は緩和のための

ものである、請求項 3 に記載の使用。

【請求項 5】

喘息の悪化の発生率を低下し、又は喘息の悪化を予防するための医薬の調製における 3 - エトキシ - 6 - { 2 - [ 1 - ( 6 - メチル - ピリダジン - 3 - イル ) - ピペリジン - 4 - イル ] - エトキシ } - ベンゾ [ d ] イソオキサゾール又は薬学的に許容されるその塩の使用。

【請求項 6】

前記医薬が、H R V 感染の危険性のある対象において喘息の悪化の発生率を低下し、又は喘息の悪化を予防するためのものである、請求項 5 に記載の使用。

【請求項 7】

C O P D の悪化の発生率を低下し、又はC O P D の悪化を予防するための医薬の調製における 3 - エトキシ - 6 - { 2 - [ 1 - ( 6 - メチル - ピリダジン - 3 - イル ) - ピペリジン - 4 - イル ] - エトキシ } - ベンゾ [ d ] イソオキサゾール又は薬学的に許容されるその塩の使用。

【請求項 8】

前記医薬が、H R V 感染の危険性のある対象におけるC O P D の悪化の発生率を低下し、又はC O P D の悪化を予防するためのものある、請求項 7 に記載の使用。

【請求項 9】

前記医薬が経口投与のために製剤化されている、請求項 1 から 8 のいずれか一項に記載の使用。

【請求項 10】

前記経口投与が経口経腸投与である、請求項 9 に記載の使用。

【請求項 11】

前記経口投与される 3 - エトキシ - 6 - { 2 - [ 1 - ( 6 - メチル - ピリダジン - 3 - イル ) - ピペリジン - 4 - イル ] - エトキシ } - ベンゾ [ d ] イソオキサゾール又は薬学的に許容されるその塩が、固体形態又は液体形態である、請求項 9 に記載の使用。

【請求項 12】

前記固体形態が錠剤又はカプセルである、請求項 11 に記載の使用。

【請求項 13】

前記医薬が、鼻腔内投与又は吸入若しくは吹送による投与のために製剤化されている、請求項 1 から 8 までのいずれか一項に記載の使用。

【請求項 14】

前記医薬が静脈内投与のために製剤化されている、請求項 1 から 8 までのいずれか一項に記載の使用。

【請求項 15】

前記医薬が、少なくとも 1 種の喘息治療薬と組み合わせて、別々に、同時に、又は逐次的に投与するために製剤化されている、請求項 1 から 14 までのいずれか一項に記載の使用。

【請求項 16】

3 - エトキシ - 6 - { 2 - [ 1 - ( 6 - メチル - ピリダジン - 3 - イル ) - ピペリジン - 4 - イル ] - エトキシ } - ベンゾ [ d ] イソオキサゾール又は薬学的に許容されるその塩を含む、喘息の症状の治療又は緩和のための医薬組成物。

【請求項 17】

H R V 感染を有する対象における喘息の症状の治療又は緩和のための、請求項 16 に記載の医薬組成物。

【請求項 18】

3 - エトキシ - 6 - { 2 - [ 1 - ( 6 - メチル - ピリダジン - 3 - イル ) - ピペリジン - 4 - イル ] - エトキシ } - ベンゾ [ d ] イソオキサゾール又は薬学的に許容されるその塩を含む、C O P D の症状の治療又は緩和のための医薬組成物。

【請求項 19】

H R V 感染を有する対象における C O P D の症状の治療又は緩和のための、請求項 1 8 に記載の医薬組成物。

【請求項 2 0】

3 - エトキシ - 6 - { 2 - [ 1 - ( 6 - メチル - ピリダジン - 3 - イル ) - ピペリジン - 4 - イル ] - エトキシ } - ベンゾ [ d ] イソオキサゾール又は薬学的に許容されるその塩を含む、喘息の悪化の発生率を低下し、又は喘息の悪化を予防するための医薬組成物。

【請求項 2 1】

H R V 感染の危険性のある対象において喘息の悪化の発生率を低下し、又は喘息の悪化を予防するための、請求項 2 0 に記載の医薬組成物。

【請求項 2 2】

3 - エトキシ - 6 - { 2 - [ 1 - ( 6 - メチル - ピリダジン - 3 - イル ) - ピペリジン - 4 - イル ] - エトキシ } - ベンゾ [ d ] イソオキサゾール又は薬学的に許容されるその塩を含む、C O P D の悪化の発生率を低下し、又はC O P D の悪化を予防するための医薬組成物。

【請求項 2 3】

H R V 感染の危険性のある対象における C O P D の悪化の発生率を低下し、又はC O P D の悪化を予防するための、請求項 2 2 に記載の医薬組成物。

【請求項 2 4】

経口投与のための、請求項 1 6 から 2 3 のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項 2 5】

経口経腸投与 (oral enteral administration) のための、請求項 2 4 に記載の医薬組成物。

【請求項 2 6】

前記経口投与される 3 - エトキシ - 6 - { 2 - [ 1 - ( 6 - メチル - ピリダジン - 3 - イル ) - ピペリジン - 4 - イル ] - エトキシ } - ベンゾ [ d ] イソオキサゾール又は薬学的に許容されるその塩が、固体形態又は液体形態である、請求項 2 4 に記載の医薬組成物。

【請求項 2 7】

前記固体形態が錠剤又はカプセルである、請求項 2 6 に記載の医薬組成物。

【請求項 2 8】

鼻腔内投与又は吸入若しくは吹送 (insufflation) による投与のための、請求項 1 6 から 2 3 までのいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項 2 9】

静脈内投与のための、請求項 1 6 から 2 3 までのいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項 3 0】

少なくとも 1 種の喘息治療薬と組み合わせて、別々に、同時に、又は逐次的に投与するための、請求項 1 6 から 2 9 までのいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項 3 1】

3 - エトキシ - 6 - { 2 - [ 1 - ( 6 - メチル - ピリダジン - 3 - イル ) - ピペリジン - 4 - イル ] - エトキシ } - ベンゾ [ d ] イソオキサゾール又は薬学的に許容されるその塩及び少なくとも 1 種の喘息治療薬を含む薬剤の組み合わせ。